

# 「農業体験民宿を核とした グリーン・ツーリズム推進」に係る特例措置 実 施 要 綱

## 第1 趣 旨

農業体験民宿を核としたグリーン・ツーリズムのより一層の普及・促進を図るため、道の支援の一環として、農業体験民宿における飲食店営業の施設基準の弾力的な運用を「北海道チャレンジパートナー特区」の特例措置と位置付ける。

## 第2 運用規定

食品衛生法施行条例第4条（基準の特例）に基づいて、同条例第3条第1号（別表第1）を次のとおり運用する。

## 第3 適用範囲

「北海道チャレンジパートナー特区」の計画認定を受けた市町村に所在し、かつ、当該計画の中で当該特例措置の適用を希望すると位置付けられた農業体験民宿であって、次の事項に該当する施設とする。

- ① 農業体験民宿の経営者が、当該施設において、食品衛生法第55条第1項に基づく飲食店営業を行う場合であること。
- ② 食事の提供先は、当該農業体験民宿の宿泊者であること。
- ③ 1回の食事の提供数は5食程度であること。
- ④ 食事の調理は、当該農業体験民宿の経営者及びその同居家族のみで行うこと。

## 第4 特例措置

### (1) 内容

項 目	現 行 基 準	特 例 措 置
家庭用台所と営業施設との兼用	住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合にあっては、それらと食品等を取り扱うことを目的とする室又は場所が区画されていること。	○営業施設を家庭用台所として兼用することを認める ○調理場と客席の間仕切りを不要とする
二槽シンクの設置	食品等を洗浄するため、必要に応じて、使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備であって、熱湯、蒸気等を供給することができるものを有すること。	○提供数、食事の種類により一槽でも対応可能とする

(2) 指導事項

- ①市町村等が開催する食品衛生講習会を受講すること（年1回以上）
- ②衛生管理等に係る記録（原材料、提供品目、提供数、保存温度等）を作成し、保存すること
- ③食品衛生法や食品衛生法施行条例など関係法令等を遵守するとともに、道や市町村の指導等にしたがうこと

第5 特例措置の適用に関して必要となる手続き等

- (1) 市町村は、道に対して「北海道チャレンジパートナー特区」の認定申請を行い、計画の認定を受けること。
- (2) 特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿の経営者は、所管保健所に飲食店の営業許可を申請し、営業許可を受けること。  
なお、許可申請に際しては、市町村が発行する証明書（北海道チャレンジパートナー特区計画の中に位置付けられた、特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿であることを添付すること）を添付すること。
- (3) 特例措置の適用を受けた農業体験民宿の経営者は、適宜、市町村に対して、事業の実施状況等を報告すること。  
また、計画認定を受けた市町村は、道に対して、計画の実施状況等を報告すること（年1回以上）。
- (4) 本要綱の実施に際して必要となる事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

# 「農業体験民宿を核とした グリーン・ツーリズム推進」に係る特例措置 取 扱 要 領

## 第 1 目的

この要領は、「北海道チャレンジパートナー特区」の特例措置である「農業体験民宿を核としたグリーン・ツーリズム推進」に係る特例措置実施要綱に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 「北海道チャレンジパートナー特区」の計画認定申請

(1) 当該特例措置の適用を受けるため、「北海道チャレンジパートナー特区」の計画認定を申請する場合は、当該特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿を特定するものとし、次の書類を添付するものとする。

- ①農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 5 条に規定する市町村計画
- ②市町村の指導・監督体制等に関する要綱及び事業計画など
- ③当該特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿の名簿
- ④当該農業体験民宿が次の要件を満たしていることを証明する書類
  - ・農業体験民宿の経営者が農業を営んでいること
  - ・宿泊者に農業体験を提供すること
  - ・万一の事故等に備えて十分な保険に加入していること
  - ・旅館業法第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所であって、同法第 3 条第 1 項による旅館業の許可を受けていること

(2) 市町村の指導・監督体制等について、次の事項を審査するものとする。

- ①特例措置の適用を受けた農業体験民宿の名簿を作成すること
- ②当該農業体験民宿等を対象とした食品衛生講習会を開催すること（年 1 回以上）
- ③当該農業体験民宿の経営者に対して、衛生管理等に係る記録の提出を求め、その内容を確認し保存すること（年 1 回以上）
- ④当該農業体験民宿の経営者に対して、事業の実施状況等の報告を求めること（適宜）
- ⑤必要に応じて、道と連携して、当該農業体験民宿の指導・監督等を行うこと

## 第 3 「北海道チャレンジパートナー特区」の計画変更認定申請

当該特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿の追加等を行う場合は、当該計画の変更認定申請を行うものとする。

## 第 4 「北海道チャレンジパートナー特区」の計画認定

当該特例措置に関する「北海道チャレンジパートナー特区」の計画認定（変更認定を含む）の際には、総合政策部は、保健福祉部、農政部と協議するものとする。

## 第5 報告の徴収

保健福祉部、農政部は、総合政策部を通じて、市町村に対して、認定された計画の実施状況等について、報告を求めることができる。

## 第6 改善措置の要求等

- (1) 食品の安全上懸念がある場合、保健福祉部は、総合政策部を通じて、市町村に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。
- (2) なお、市町村が適切な措置が講じない場合、道は、計画認定を取り消すことができる。

### 附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

この要領は、令和3年6月1日から施行する。